

政令第二百八十一号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
別表第十一平成十九年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月

四千三百六万円

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成二十八年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額を定める等の必要があるからである。